（船員法施行規則の一部改正）

第二条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げているもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二条　削除	（旅客名簿） **第十二条**　旅客名簿は、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載したものでなければならない。 一　氏名、年令（年令区分（少なくとも大人、子供及び幼児の区分が判別できるように記載されたものをいう。）をもつて足りる。）、性別及び住所（住民票に記載されている市区町村名をもつて足りる。） 二　乗船の年月日及び港並びに下船の年月日及び港 三　海難その他非常の場合における介助等の支援の要否 ②　前項の旅客名簿は、旅客に記載させる場合にあつては、その記載が簡易なものであり、かつ、同項各号に掲げる事項以外の記載事項がある場合にあつては、旅客の個人情報の保護に留意されたものでなければならない。 ③　次に掲げる船舶にあつては、旅客名簿を備え置くことを要しない。 一　旅客船以外の船舶 二　沿海区域のみを航行する船舶 三　離島航路（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行する船舶 四　国内各港間を航海する船舶であつて、当該船舶に関し、次に掲げる措置が講じられているもの イ　当該船舶の運航管理の事務を行う事務所に第一項各号に掲げる事項を記載した書類が備え置かれていること。 ロ　イの事務所と有効に交信できる通信設備が設置されていること。 ハ　イの事務所に、必要な場合に直ちに第一項各号に掲げる事項を連絡するための当直体制がとられていること。
（積荷に関する書類） **第十三条**　法第十八条第一項第四号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。 ②　（略）	（積荷に関する書類） **第十三条**　法第十八条第一項第五号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。 ②　（略）
（船員等の申告） **第七十四条**　（略）	（船員の申告） **第七十四条**　（略）
（国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶） **第七十八条の二の二**　法第百十八条の四の国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶は、人の運送をする船舶運航事業（海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。）の用に供する総トン数二十トン未満の船舶（次条及び第七十八条の二の二の四において「旅客事業用小型船舶」という。）とする。	（新設）